

令和5年 第9回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和5年8月7日（月） 午前9時00分～午前10時16分
 2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室
 3. 出席委員（37人）

1番 木下善明委員	2番 松尾貴江委員	3番 大曲弥素男委員
4番 大串 勝 委員	5番 川崎勝巳委員	6番 岩永政幸委員
7番 土井哲夫委員	8番 溝上博信委員	9番 香月伸幸委員
10番 橋本重吉委員	11番 中村康則委員	12番 溝口 昇委員
13番 江頭浩二委員	14番 渕上 誠委員	15番 江口和広委員
16番 川崎照子委員	17番 川崎俊幸委員	18番 香月幸雄委員
19番 前田則尋委員	20番 松尾利助委員	21番 満田直昭委員
22番 久原一義委員	23番 久原 勤委員	24番 前田達雄委員
25番 筒井恒司委員	26番 池上勝文委員	27番 古賀茂昭委員
28番 藤井啓二委員	29番 一ノ瀬美佐子委員	30番 橋口 均委員
31番 外尾美津子委員	32番 吉原春樹委員	33番 岩石 学委員
34番 山崎三智治委員	35番 生島義明委員	36番 片淵秋正委員
37番 片淵久司委員		
 4. 欠席委員（0人）
 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2
 - 1 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 2 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 3 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 4 非農地証明願いについて
 - 5 令和5年白石町農用地利用集積計画（8号）の承認決定について
 - 6 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
- 報告事項
- 1 合意解約の報告
- 業務連絡事項
- 1 令和5年第10回農業委員会総会の日時及び場所
日時・場所…令和5年9月5日（火）9時00分 白石町役場 3階大会議室
 - 2 農業委員についての研修
講師：佐賀県農業会議 徳永課長
 - 3 その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 久原正好

課長補佐兼農地農政係長	石田善人
農地農政係長	岩永 崇
農地農政係	香月麻里

7. その他出席職員
なし

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまから、令和 5 年 8 月第 9 回白石町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

先ほど、会長が申し上げたとおり、初めての委員さんにつきましては、初の審議ということになります。ということで、3 条・4 条・5 条、あと非農地証明、農地利用集積計画第 8 号、あっせん事業の委員の指名というような議案でございますけれど、その都度、事務局のほうから、議案説明をする前に、その 3 条・4 条・5 条の分の簡単な説明を申し上げてから議案の審議に入りたいと思っております。よろしく願いいたします。

ただ今の出席委員は 37 名中 37 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。

それでは、お願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、1 番木下善明委員、2 番松尾貴江委員を指名いたします。

これより議事に入ります。

= 議案番号第 129 号 =

議長 1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 129 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 ご審議いただく前に、農地法第 3 条について、事務局から簡単に説明いたします。

事務局 農地法 3 条について、簡単にご説明を申し上げます。

まず、農地法の目的ということで、農地制度につきましては、農地を取り巻く状況に対応しまして、農地の効率的な利用、優良農地の確保、新たな農地ニーズへの対応という基本的な考え方に基づいて制度が整備をなされております。

農地制度の基本である農地法につきましては、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地の権利取得を推進すると共に、農地転用を規制する内容となっております。

耕作者の地位の安定と国内農業の増大を図り、もって、国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とするとなっております。

今から審議いただく議案の申請書につきましては、国のほうで定められております事務処理要領に基づきまして、申請者の提出された申請の内容に不備がなければ、事務局として、許可することが可能と判断した分については、必ず、その申請書を受理しなければなりません。

この申請書の提出期限につきましては、白石町農業委員会におきましては、総会にかける前の月の20日、今月だったら、7月20日までに提出された申請書を8月の総会で審議をさせていただいております。

それでは、農地法3条について、説明を申し上げます。

農地の貸し借り、借り換えを行うときは、農地法第3条に基づき、農業委員会の許可を受ける必要があります。この権利利用の許可制度目的としましては、不耕作目的や資産保有目的等での農地取得など、望ましくない、農業する権利移動ではなくて、資産取得用の望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用される農業者のほうに、権利を取得できるようにすることを目的といたしております。

総会資料の中にも、あげておりますけれども、許可の要件としましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件の3つの要件があります。

この全部効率利用要件というのは、農地の権利を取得する者、またはその世帯員等の経営規模やその世帯が作付されている作付作目等を踏まえて、農業用機械、労働力、営農の技術が十分に確保されているかを、総合的に判断する要件になります。

次に、農作業常時従事要件としましては、年間150日以上農作業に従事されているか。

地域との調和要件につきましては、農地の集団化、農作業の効率化等、農地を有効的に利用するかということが要件となっております。

これら、3つの要件が記載された許可申請書を事務局が受理、内容を審査したものを農業委員会の総会で、許可・不許可の審議を行っていただくこととなります。

農地法3条については以上です。

事務局長 詳しく説明申し上げましたが、簡単にいうと、農地を農地のままの状態、権利を移動するというようなことでございます。それでは説明いたします。議案書1ページ、議案番号第129号です。

権利の種類は所有権移転、贈与でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

譲渡人と譲受人の関係については、従兄弟同士でありまして、この度、譲渡人から譲受人へ贈与されるということでありましたので、申請を受け付けているところです。議案の位置図は、1ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番○○委員。

委員 ○番の〇〇です。

地元農業委員として7月26日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は現在、米、麦、大豆、たまねぎ、キャベツなど約1.6haの規模で営農されている認定農業者です。

譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第129号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第129号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第130号＝

議長 続きまして、議案番号第130号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第130号です。

権利の種類は所有権移転、贈与でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、相続時精算課税制度を適用した親から子への贈与です。

なお、譲受人及び譲渡人は、事前に税理士に相談されており、相続時精算課税制度に関する知識は承知されているところで、申請を頂いております。

議案の位置図は、2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第130号に賛成の方の挙手を求めま

す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 130 号は申請どおり当委員会において許可することに決定いたします。

＝議案番号第 131 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 131 号、事務局に説明を求めます。

事務局 続きまして、審議の前に、農地法第 4 条・第 5 条について、説明をさせていただきます。

まず、農地転用を行う前には、農業振興地域からの除外をする必要があります。皆さん、農振除外という言葉は聞かれたかと思いますが、農振除外が終わって初めて農地転用ができるということになります。特に、白石町の平野部の農地につきましては、農業を振興する地域ということで、町全域にわたって土地改良事業を実施して、現在まで、農業の振興を図っておりまして、まず、農地に新たに家を新築する場合等はまず、農業振興地域からの除外を必要とすることがあります。この除外が終わって初めて、農地法の申請となることを、まずもって申し添えます。

それでは、農地を転用しようとする者は、農業委員会を経由して、県知事から許可をもらう必要があります。なお、転用面積が、4ha 超える場合は、農林水産大臣との協議が必要となります。この農地転用許可制度の目的としましては、食料の安定供給の基盤である優良農地を確保することというのが、大きな目的となっております。

まず、農地法 4 条によるものと、農地法 5 条によるもの、2 通りの転用の方法がありますが、農地法 4 条につきましては、農地の権利移動を伴わない転用ということで、自分の農地を自分が宅地にする場合が、農地法 4 条の申請。

農地法 5 条の申請につきましては、農地の権利移動を伴う転用、自分の農地を他人の方が転用する場合が、農地法 5 条の申請となります。

農地法の許可基準につきましては、立地基準と一般基準という 2 種類の基準がありまして、立地基準といいますのは、農地を営農状況等から考えて、5 種類に分類をいたします。農用地区域内農地とか、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地、甲種農地と分類して、農業生産への影響が少ない場合は、転用を許可することになります。

また、一般基準といたしましては、許可の申請内容について、申請目的の実現の可能性、ちゃんと転用目的どおり実現されるか、周辺の農地に被害がないかというのを判断する基準となります。3 条同様、許可申請書を事務局が受理、また内容を審査したものを農業委員会総会で、許可相当・不許可相当の審議を行っていただき、この案件については、県知事に進達し、最終的には、知事からの許可が下りることになります。以上です。

事務局長 簡単に言うと、第 4 条につきましては、自分の農地を転用して、自分の宅地等に
するような申請ということです。5 条につきましては、自分の農地をほかの人が借受
けたり、贈与なりそういったものと、他の方に譲る場合に 5 条ということになりま
す。

事務局長 それでは、議案書 2 ページ、議案番号第 131 号です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分については、第 1 種農地。

農地区分の該当事項については、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある
農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

なお、申請者は法人格の漁業施設の代表者でもありますが、その法人が当該土地を
資材置き場として今後も利用するため、自分の農地を転用という許可申請であります。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申
請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、2 ページから 3 ページをご覧ください。

ここで、転用の事由のなか、真ん中付近に始末書添付とございます。始末書に関し
て、若干説明をいたします。

農地法では、無断転用を禁じられており、それに反した場合は、工事の中止や原状
回復命令等が出される場合があります。

さらに、特に悪質と認められた場合など、3 年以下の懲役又は 300 万円以下（法人
に対しては 1 億円以下）の罰金が科せられる場合があります。

無断転用は決してしてはなりません、農地転用を正しく理解していなかったり、
申請が必要であることを知らなかったり、相続した土地が手続きを経ずに転用されて
おりそれが許可を受けてないものであったことが後からわかったりなど、結果として
悪意がなく、無断で農地を転用してしまったというケースは始末書を提出していただ
き、今後繰り返さないことを誓約していただいている書類でございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 7 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、申請人が代表を務める法人への貸漁業用資材置場及び家庭菜園を目的とす
る申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転
用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 131 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 131 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 132 号 =

議長 続きまして、議案番号第 132 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 132 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分については、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項については、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

申請地の一部は、平成 25 年から駐車場として利用されておられ、今回、残りの農地も農業用資材置き場等として利用される予定です。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、4 ページから 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 7 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、農業用倉庫への進入路及び農業用資材置場を目的とする申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 132 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 132 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 133 号＝

議長 続きまして、議案番号第 133 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 3 ページ、議案番号第 133 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分については、第 1 種農地。

農地区分の該当事項については、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①は、既存の施設の拡張。②については、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

申請地は、平成元年ごろから宅地進入路として利用されておられ、平成 10 年ごろにも農業用倉庫を整備され、今回、今後も現状のまま利用するための許可申請であります。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として7月28日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、転用理由のとおり、農業用倉庫、宅地進入路、家庭菜園として利用されております。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から既にな断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第133号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第133号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第134号＝

議長 続きまして、3.「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第134号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第134号です。

権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

当該案件は、農家分家住宅の建設に要する許可申請であります。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8ページから9ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として7月27日に事務局と現地確認を行いました。
今回の転用は、借受人が農家分家住宅、駐車場の計画に伴う申請です。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、耕作者からも同意を得られていること
から、転用はやむを得ないと判断いたします。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第134号に賛成の方の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第134号は原案のとおり申請
を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第135号＝

議長 続きまして、議案番号第135号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書4ページ、議案番号第135号。
権利の種類は、所有権移転、売買です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、第2種農地。
農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となってい
ない小集団の生産性の低い農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は
許可し得るものでございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申
請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、10ページから11ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として7月28日に事務局と現地確認を行いました。
今回は、駐車場を目的とした申請となっています。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、
転用はやむを得ないと判断いたします。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第135号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第135号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第136号 =

議長 続きまして、4.「非農地証明願ひについて」を議題とします。議案番号第136号について、事務局に説明を求めます。

事務局 まず、審議に入る前に、非農地証明について説明をさせていただきます。この非農地証明につきましては、土地の登記簿の地目が、農地であるにかかわらず、農地であるものの、農地法施行令以前に転用されたものや、災害や長年耕作をしていないことによつて、農地として不適切であると判断した場合は、非農地証明を発行するということとなります。

このなかで、まず、1点目で、農地法が適用された以前、農地法が昭和27年10月21日施行ですので、これ以前から、非農地であった時とか、災害等で、農地への復旧が困難であると認められた土地とか、原則ですけれども、20年以上耕作をなされていない農地で、農地に復旧するのも困難で、農地行政上も、特に支障がないと認め

られる土地。このなかには、町内圃場整備等によって、宅地進入路が畑として、換地されている農地等がありますので、ここは20年以上耕作されていないというところに該当してくることになります。この3つのうち、1つでも、該当すれば、非農地証明を発行することになります。説明は以上です。

事務局長 議案番号第136号。願出農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行っており、今後も再び農地として利用されることはないと判断し、申請を受理しております。

議案の位置図は、12ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として7月27日に事務局と現地確認を行いました。

非農地証明の願ひ出があった土地は、昭和57年の圃場整備事業により、宅地進入路として利用されており、また周辺の状況を見ても再び農地として利用される可能性もないと判断いたしました。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。事務局にお尋ねをしたいと思います。

今回は、顛末書が添付なのですが、始末書にはあたらないのでしょうか。

と言うのは、議案131・132・133は、同様に無断転用という形で、当然、反省・謝罪がされるべきなのですが、今回は、顛末書添付となっていますが、その辺、どうなっていますか。

事務局長 ○○委員の質問にお答えいたします。この135号につきましては、先ほど、事務局職員から、ございましたように、昭和57年の圃場整備事業等とかによって、20年以上、事実上農地でなかったものというのが、今回の非農地証明でございます。

ここで、顛末ということで処理しております。顛末書につきましては、そういった物事の経緯を示す文書であって、始末書との違いは、今後、このようなことを一切しませんよというような言葉を付けておりますけれど、顛末書は、経過のみの説明ということになります。

今回は、この土地改良事業によって、自分のそういった事実上20年以上経過しているというところと、あと、この農地の上に、建物等が建っていないとかですね、そういったことによって、顛末書と始末書と分けているという整理でやっております。

以上です。

○番 わかりました。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 136 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 136 号は非農地として当委員会承認することに決定いたします。

＝ 議案番号第 137 号 ＝

議長 続きまして、5. 議案番号第 137 号「令和 5 年白石町農用地利用集積計画（8 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 まず、農用地利用集積計画について、説明をさせていただきます。農地を、賃貸借する場合は、先ほど審議をしていただきました農地法第 3 条に基づく賃貸借が、原則となっておりますが、利用権設定という農業経営基盤強化促進法に基づく農地の賃貸借も可能となっております。

この法律の目的は、難しい言葉で羅列されていますけれども、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の営管理の合理化、その他の農業基盤の促進するための措置を講じなさいということで、基本的には認定農業者とか、農業の意欲のある方に農地を集積して、農地をまとめて行きましょうという、やる気のある農業者に農地を集積集約し、このことについては、市町村も協力しなさいとの法律になります。

この農用地利用集積計画での、利用権設定をすれば農地法の許可を必要としません。

なお、借り手側にも一定の要件がありまして、町が定める基本構想の基準を満たしているもの、認定農業者とか認定新規の農業者とかにて、この農用地利用集積計画の設定をすることができるということになっております。

簡単ですが以上です。

事務局 農業委員会の〇〇と申します。よろしく申し上げます。

それでは、議案番号第137号の「農用地利用集積計画（8号）の承認決定について」についてご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は2件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから3ページに相對での設定が12件、4ページから7ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が45件、合わせて57件の計画が提出されており、賃借権設定が54件、使用賃借権設定が3件となっています。

区分の内訳として新規が44件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが11件ありました。再設定は13件でした。

今回の利用権の総面積は288,369㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、すべて個人によるもので、農地中間管理機構によるものが45件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たすものとして、59件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず、所有権移転について審議します。

これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第137号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第137号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。

これについては、議事参与の制限がございます。

○番、○○委員、○番、○○委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。

これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第137号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 137 号(利用権設定)については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 138 号 ～ 議案番号第 147 号＝

議長 続きまして 6.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 138 号から議案番号第 147 号について、続けて事務局に説明を求めます。

事務局 まず、農地移動適正化あっせん事業の説明をさせていただきます。

このあっせん事業と言いますのは、農地を売りたい、貸したいとかですね。農地を売りたいという方が、なかなか相手が見つからないという要望に対しまして、このあと、指名させていただきますけれども、農業委員があっせん委員 2 名となって、その農地の買い手、売り手を見つけていただき、白石町農地移動適正化あっせん事業に基づいて、農地の集積・有効利用ができるように、利用調整を行う制度でございます。

このあっせん事業によって農地を売買した場合につきましては、農業経営基盤促進法に基づくため、譲渡所得税の特別控除や不動産取得税、登録免許税の軽減といった課税の軽減措置が講じられることとなります。一番大きい譲渡所得税につきましては、従来、土地を売った場合については、売った金額に関しては、譲渡所得税とか住民税がかかることとなりますが、あっせん事業で農地の売買を行えば、年間 800 万円までは、課税所得には該当せず、農地を売った分は、そこが特別に控除されることになっております。

特別控除と申しましたが、申告をしていただきますと控除を受けられないということになりますけれども、確定申告をして、その時に農地を売った分については、あっせん事業で売りましたよという証明書を持って行けば、特別控除が適用されることとなります。

このあっせん事業につきましては、基本として買受者が決まっている場合は、あっせん事業はできないことになっております。

また、買受ける方の要件としましては、認定農業者であること、また、買ったあとの権利取得の面積が 214a 以上の農家であることが要件となっております。

以上説明終わります。

事務局長 それでは、議案のご説明をいたします。議案書 5 ページ。
議案番号第 138 号から 147 号まで続けて説明いたします。
農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 138 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東郷移の〇〇氏です。

申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。

議案の位置図は、13 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 139 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、新明 2 A の〇〇氏です。

申請理由は、遠方と後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 140 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、西分 1 号の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、15 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 141 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、六府方区の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 142 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、南区の〇〇氏です。

申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。

議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 6 ページ、議案番号第 143 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、小城市の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、18 ページから 19 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 144 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案の位置図は、20 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 145 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、鹿島市の〇〇氏です。

申請理由は、高齢のための農地処分でございます。

議案の位置図は、21 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 146 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、竜王の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、22 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 7 ページ、議案番号第 147 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、新明 1A の〇〇氏です。

申請理由は、高齢のための農地処分でございます。

議案の位置図は、23 ページをご覧ください。

以上、議案第 138 号から議案第 147 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 138 号から議案第 147 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 138 号から議案番号第 147 号まで、事務局の説明が終わりました。
あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 138 号

委員 申し出者は六角ですので、〇番 〇〇委員と、農地が福富の八平のため、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 139 号

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 140 号

委員 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 141 号

委員 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 142 号

委員 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 143 号

委員 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 144 号

委員 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 145 号

委員 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 146 号

委員 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 147 号

委員 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 138 号 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員。

議案番号第 139 号 ○番 ○○委員、 ○番 ○○委員。

議案番号第 140 号、○番 ○○委員、 ○番 ○○委員。

議案番号第 141 号、○番 ○○委員、 ○番 ○○委員。

議案番号第 142 号、○番 ○○委員、 ○番 ○○委員。

議案番号第 143 号、○番 ○○委員、 ○番 ○○委員。

議案番号第 144 号、○番 ○○委員、 ○番 ○○委員。

議案番号第 145 号、○番 ○○委員、 ○番 ○○委員。

議案番号第 146 号、○番 ○○委員、 ○番 ○○委員。

議案番号第 147 号、○番 ○○委員、 ○番 ○○委員でお願いします。

議長 事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書 5 ページからです。議案番号第 138 号は○○、議案番号第 139 号は○○、議案番号第 140 号は○○、議案番号第 141 号は○○、議案番号第 142 号は○○、議案番号第 143 号は○○、議案番号第 144 号は○○、議案番号第 145 号は○○、議案

番号第 146 号は〇〇、議案番号第 147 号は〇〇、連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

委員 〇番〇〇です。
まだ、あっせんができていない件数は何件ぐらいですか。

事務局 この前までが、550 件くらいあったのですが、期限が令和 5 年 7 月 19 日で切れた分が 200 件くらいありましたので、その件につきましては、あっせん期限が切れたので、再度、届出を出されますかの通知を出す準備をしております、そこまで入れたら、550 件にのぼる状況であります。以上です。

委員 何とかさばく方法を考えないといけないのではないのでしょうか。

事務局 ありがとうございます。8 月のお盆すぎ、月末くらいになると思うのですが、一度、幹事会を開かせていただいてそのあっせんについても、お話をさせていただこうと思っておりますので、幹事の皆様よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員が変わられた方もいらっしゃいますので、今後、どうして行こうかという話もさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

ご協力のほう、よろしくお願ひします。

委員 〇番の〇〇ですが、今、あっせんの期限が切れているという話がありましたけれども、私、初めてでわからないところですが、あっせんの期限というのは、申請してからどれくらいあるのでしょうか。

事務局 白石町の中での取り決めということで、最大 6 年、今の委員の任期が切れ、次の委員の任期までと取り組みがなされております。

〇番 最大 6 年ということですね。わかりました。

議長 あっせんについて、ほかにご意見ありませんか。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

1 令和5年 第10回農業委員会総会の日時及び場所

日時・場所 … 令和5年9月5日(火)9時00分 白石町役場 3階大会議室

2 その他 …

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時16分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員